

答

給食費の単価は、学校やPTA関係者、給食調理員、行政職員で組織する西条市学校給食会で調整しており、文部科学省が定める児童・生徒の望ましい栄養価を示した学校給食摂取基準などに基づき作成した標準献立の費用を参考に協議し決定している。

給食費については、学校給食法により、給食施設に係る費用及び人件費は学校設置者の負担、それ以外の経費は保護者負担とされていることから、保護者から徴収しているものの、徴収方法や会計処理方法の規定はない。その取り扱いには、毎年、新入学生の仮入学時に説明を行い、保護者の口座から一定額を引き落とし徴収し、年度末に各児童・生徒の食数に応じて精算している。また、小・中学校35校中6校がマニュアルを作成し、全ての学校で毎月又は各学期に1回、校長や教頭などの管理職によるチェックを行い、決算報告も年度末に行っている。

給食費の未納は、平成25年度の給食費総額4億866万円に

対して未納額は74万円で、各学校長や教頭、学級担任などが保護者に対して文書、電話による督促や家庭訪問を行い、支払いに応じるよう説得している。

給食費の会計については、全国的に公会計化を検討する自治体が増加している状況にあり、取り扱う金額も大きいことから、私会計になじむものではないと考えている。しかし、現段階では協議が整っていない状況であり、メリット・デメリットもあることから、学校給食会や教育委員会において学校現場を交えて議論し、慎重に判断する必要がある。



小学校給食の様子

新政クラブ

一般質問

どう取り組む！

市内の空き家対策

問1

市内における現在の空き家戸数は、どの程度か。また、老朽危険家屋調査を実施しているが、現在行政指導により、どの程度解消されているのか。

答

平成20年調査による本市の空き家総戸数は6千400戸、空き家率は17・5パーセントで、愛媛県下では第10位と空き家の発生は比較的に少ない状況にある。

また、空き家だけでなく、居住世帯のある老朽危険家屋は、平成26年12月1日現在で約2千50戸ある。そのうち、老朽化が著しく、そのまま放置しておく、大きな事故につながるおそれのある建物の所有者などに対し、適切な維

持・保全に努めるよう指導を行い、解体などにより約730戸、約35・6パーセントの老朽危険家屋が解消されている。

問2

空家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月19日に成立したが、この法律が本市の今後の空家家対策にどのような効果をもたらすのか。

答

本法律は、少子高齢化や過疎化などにより、じゅうぶんな管理が行われていない空き家が増え続け、防災・防犯上や景観・環境面で深刻な影響を及ぼしており、これらの対策に自治体の権限には限界があることから、対策支援として制定されることとなった。

具体的には、建築物又はこれに附属する工作物で常に居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地を「空家等」と定義しているが、その中で、放置することが不適切な状態にあるものを「特定空家等」とし、市町村長は、勧告や立ち入り調査をはじめ、行政代執行ができることとな

った。

今後、国においては、基本方針を平成27年2月までに、また、特定空家等の措置のガイドラインを同年5月までに策定する予定としている。

市としては、国が示す基本方針に基づき、愛媛県からの助言なども参考にしながら、空家等対策計画を策定し、今後示されるガイドラインの基準に沿って老朽空き家の解消に取り組んでいきたい。

医師確保の現状と対策は？

問

平成16年の医療制度改革以来、都市部に臨床研修医が集中し、それ以外の地域では、医師確保が困難になっている。

本市も医師不足であることから、医学部のある大学への訪問や医師確保奨学金貸付制度を実施することで医師の確保に努めてきたところであるが、現状及び今後の対策は、どうなっているのか。

また、救急体制における受け入れ病院の問題点について、どう認識しているのか。